平成２７年（フ）第３２０１号
千葉県香取市佐原イ2578―２　森田アパート３号棟、開始決定時の住所千葉県香取市佐原イ3439―１―105
破産者　戸伏　　崇
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２５５号
東京都新宿区西新宿８丁目19番２号
破産者　株式会社ロブテクス・アンド・カンパニー
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２５６号
東京都渋谷区本町１丁目52―５　クリスタル初台ＰＡＲＴ１　506
破産者　林田美樹生
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１０号
神奈川県川崎市川崎区追分町１―５―402
破産者　山田　幸司
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３３９号
千葉県船橋市薬円台３丁目11―９―305
破産者　若月由美子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３６７号
東京都港区赤坂４丁目１番１号　ＳＨＩＭＡ赤坂ビル
破産者　株式会社ＡＳＭＩＯ
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３６８号
神奈川県川崎市宮前区宮前平２丁目17―５―301
破産者　中田　優紀
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７１号
東京都練馬区豊玉南３丁目24―18　国産自動車交通（株）内
破産者　澁谷　　実
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４３５号
東京都練馬区春日町３丁目９―14―502
破産者　佐伯　真生
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４８８号
福島県福島市飯坂町湯野切湯ノ上14　松島屋旅館75号室、開始決定時の住所埼玉県春日部市中央１丁目49―２―510
破産者　溝口　一人
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５４９号
千葉県浦安市富士見２丁目５―16―203
破産者　古賀　　瞳
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９２０号
千葉県野田市中根67番地
破産者　有限会社椎名酒店
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９２３号
千葉県野田市中根67
破産者　椎名真之輔
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９６０号
東京都世田谷区弦巻１丁目46番15号
破産者　アフターサービス設備工業株式会社
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０５５号
東京都東村山市諏訪町１丁目17番地15
破産者　有限会社テルウィズ
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０５６号
千葉県船橋市丸山３丁目３―11
破産者　前田　朋希
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１２１号
東京都板橋区志村２丁目８番２号
破産者　有限会社貴鶴
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１２２号
東京都北区赤羽北２丁目12―25―201
破産者　大高　律雄
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１３４号
千葉県市川市南大野２丁目２番34号
破産者　有限会社マツオ
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６２号
東京都江戸川区南葛西７丁目１番７―113号
破産者　合同会社さくら
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６３号
東京都江戸川区南葛西６丁目32―17　ＹＳ南葛西Ｉ　102号
破産者　齋藤実根幸
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１７８号
東京都板橋区南常盤台１丁目22番７号
破産者　株式会社サブリエ
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部